

平成 27 年度調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人理化学研究所（以下、「理研」という。）は、事業及び事務の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

理研は、我が国で最大規模かつ最高水準にある、自然科学全般に関する総合的研究機関であり、常に世界トップレベルの研究成果の創出を目標とし、優れた研究環境や先進的な研究システムの整備に努めるとともに、研究開発能力を強化し、新たな分野を切り開く努力を行っている。

- (1) 理研における平成 26 年度の契約状況は表 1 のとおり、契約件数は 2,351 件、契約金額は 483 億円である。このうち競争性のある契約は 1,906 件 (81.1%)、340 億円 (70.4%) であり、競争性のない契約は、445 件 (18.9%)、143 億円 (29.6%) となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数の割合はやや増加しているが、これは、理研が整備してきた世界に誇る大型研究施設、スーパーコンピューター及び最先端の研究設備等にかかる運転保守、修繕、並びに移設など特定の者でなければ実施できない案件があることが主な要因である。

表 1 平成 26 年度の理化学研究所の調達全体像 (単位：億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	2,048 (75.7%)	416 (73.1%)	1,726 (73.4%)	325 (67.2%)	△322 (△15.7%)	△91 (△21.9%)
企画競争・公募	233 (8.6%)	44 (7.7%)	180 (7.7%)	15 (3.2%)	△53 (△22.7%)	△28 (△66.0%)
競争性のある契約 (小計)	2,281 (84.4%)	460 (80.8%)	1,906 (81.1%)	340 (70.4%)	△375 (△16.4%)	△119 (△26.1%)
競争性のない随意契約	423 (15.6%)	109 (19.2%)	445 (18.9%)	143 (29.6%)	22 (5.2%)	34 (31.2%)
合計	2,704 (100.0%)	569 (100.0%)	2,351 (100.0%)	483 (100.0%)	△353 (△13.1%)	△85 (△15.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(注3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、交渉の結果随意契約としたものを含む。

(2) 理研における平成26年度の競争入札案件に占める一者応札・応募の状況は表2のとおり、応札・応募が1者であった契約の件数が1,401件(73.5%)、金額は163億円(71.6%)である。これは、理研が行っている研究事業が持つ特性の一つで、調達する物品等について世界最高性能や高度な技術を要求することから等により、案件ごとになると応札者が極めて少数になってしまうこと等が原因と考えられる。

平成25年度と比較すると、件数と金額ともに実数では減っているものの全体に占める割合で見ると大きな変化はない。

引き続き削減に向けた努力が必要である。

表2 平成26年度の理化学研究所の一者応札・応募状況 (単位:億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	593 (26.8%)	460 (24.7%)	△133 (△22.4%)
	金額	115 (27.3%)	65 (28.4%)	△50 (△44.5%)
1者以下	件数	1,623 (73.2%)	1,401 (75.3%)	△222 (△13.7%)
	金額	306 (72.7%)	163 (71.6%)	△143 (△46.7%)
合計	件数	2,216 (100.0%)	1,861 (100.0%)	△355 (△16.0%)
	金額	420 (100.0%)	227 (100.0%)	△193 (△46.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

1. の現状分析等及び理研における調達の特性を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約に関する取組

随意契約については、真に止むを得ないものに限定し、引き続き一般競争入札を原則と

するが、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活用する。

【入札基準額以上の契約事案に占める競争性のない随意契約となった件数を平成 26 年度実績より低減させる。また、下記方式の効果も検証する。】

① 企画競争方式

発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。

【随意契約における企画競争方式の実施件数。効果に関するヒアリング】

② 随意契約確認公募方式

仕様要件を満たす者が 1 者に限られることを理由として、契約相手先を特定して契約を行う場合に、他の供給者の有無を公募により確認することで、競争性及び透明性を確保する。

【随意契約における随契確認の公募を実施した件数。効果に関するヒアリング】

(2) 一者応札・一者応募に関する取組

【競争入札に占める一者応札等の件数等を平成 26 年度実績より低減させる。】

① 調達情報公開の継続

供給業者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。

また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。

今後も供給業者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。

【調達情報の Web 公開において、掲載しそびれた調達情報はなかったか。

配信を実施した結果、業者等からの反応や関心はどうであったか。】

② 公正性、競争性の担保

調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重（特化）になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう研究室等要求元に対し啓発に努める。

【仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数。会議等での発表回数】

③ 入札参加要件の緩和

競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。

【入札参加の緩和を行った件数、及び、その結果一者応札・一者応募が改善された件数を分析し、改善効果を検証する。】

④ 公告期間の確保

理研の契約事務取扱細則においては、「公告は、入札日の前日から暦日で 10 日以前に掲示等する。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で 10 日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるよう配

慮している。

今後も、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努めていく。

【業務日で10日以上とした入札の回数、通常の10営業日の件数、及び、緊急性等の理由で短縮を行った件数を比較、より長く確保したか検証する。】

(3) 単価契約及び一括契約の締結促進の取り組み

随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、研究用、事務用、及び管理用の消耗品や耐久消費財等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達を集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。

【単価契約及び一括契約の契約実績を平成26年度より増やすとともに、それが事務効率の向上につながったのかヒアリング等により検証する。】

(4) Web 調達の活用

少額で購入頻度の高い消耗品等の調達の単価契約化及び研究室による発注手続きの効率化に資するものとして、近年発達してきた Web 調達が挙げられる。

法令や規程等の範囲内で積極的に取り組んでいく。

【Web 調達契約の試行を行ない、通常の調達方法との差異を分析する。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

入札実施基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。

【契約審査委員会により、3000万円以上の随意契約希望事案については全数を審査する。また、3000万円未満のものについても少額随意契約以上で競争性のない随意契約についてはメールでの審査を実施する。】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

入札談合の防止に向けた取組として、「入札談合等関与行為防止法」(官製談合防止法)及び独占禁止法に対する理解を深めるよう、所内ホームページ等を活用し周知する。

また、談合情報等公益にかかる通報に関する通報窓口を理研内外に設けている。

【周知及び教育の回数、公益通報における要措置事案の回数等】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映

させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会を設置し、調達等合理化に取り組むものとする。

また、必要に応じて同委員会に作業部会を置き、具体的な作業等を行うものとする。

調達等合理化検討委員会の構成

総括責任者	財務担当理事
副総括責任者	副理事
メンバー	研究政策審議役
	財務部長
	和光事業所 経理部長
	筑波事業所 研究支援部長
	横浜事業所 研究支援部長
	神戸事業所 研究支援部長
	計算科学研究機構 研究支援部長
	播磨事業所 研究支援部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して「契約状況の点検・見直し方針」（平成 21 年 11 月 26 日理事会議決定）に該当する個々の契約案件の点検・見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、理研のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上